

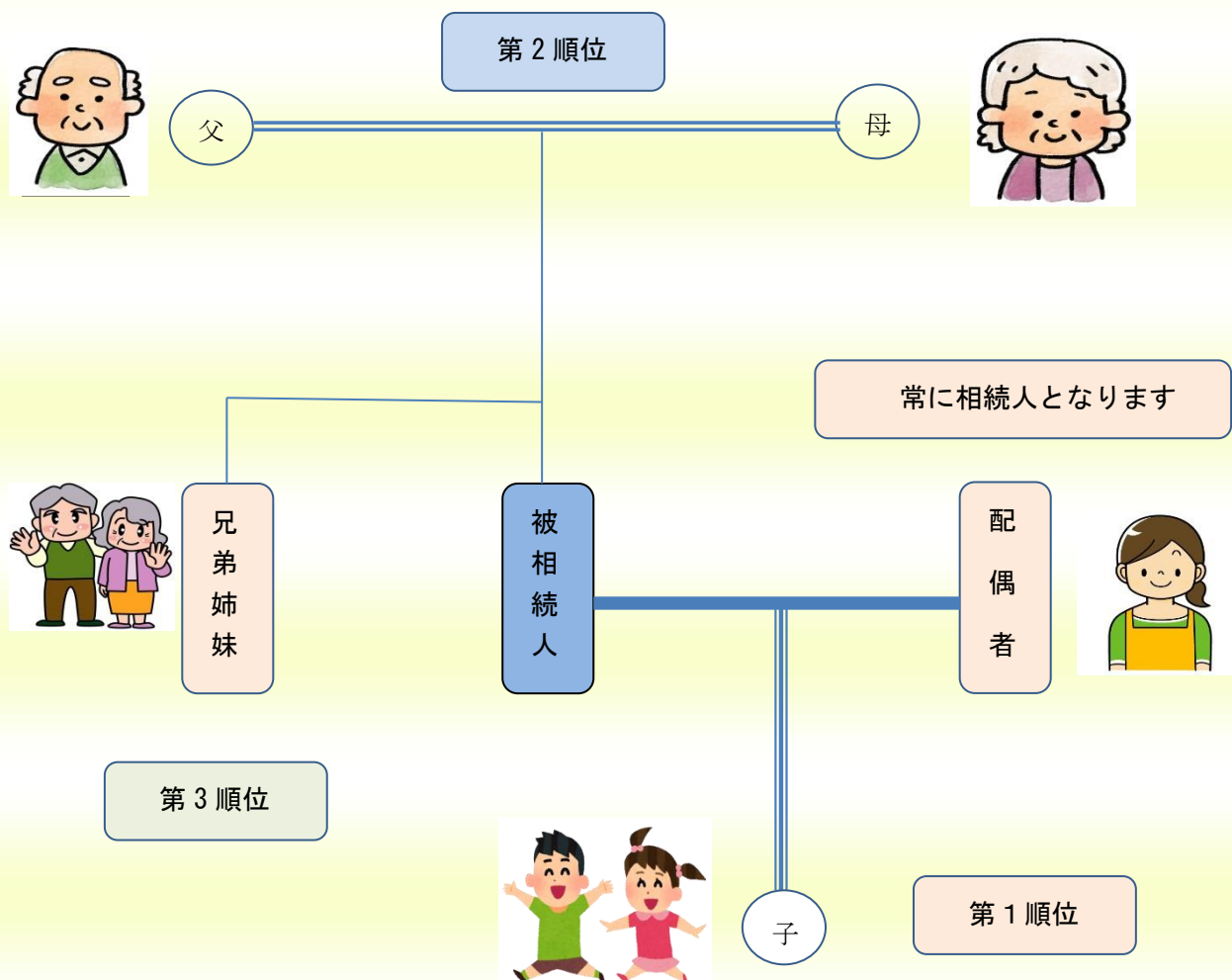


大切な財産を大切な人に円満に引き継いでいくために

〜〜 相続・贈与を考えてみませんか 〜

相続人

+ 相続人は、民法で定められており、配偶者は必ず相続人となりますが、子、父母、兄弟姉妹の場合は順位が決まっています。



+ 第1順位の子がいる場合は、第2順位の父母、第3順位の兄弟姉妹は相続人になることはありません。

+ 代襲相続とは、被相続人の子が既に亡くなっている場合は、孫（亡くなった子の子）に相続が引き継がれることをとといいます。

- ・第1順位では、孫、ひ孫……と次の世代へ代襲します。
- ・第3順位では、一代限りの甥、姪までとなります。

+ 相続人が多いほど税金が安くなる仕組みです。

（相続税法では養子縁組による子の数に一定の制限があります。）

+ 民法では、自分より年下の人と養子縁組することにより何人でも自分の子とすることができます。

+ 孫と養子縁組を行い、自分の子とすることがあります。

※ 個別具体的な税務については、税務署又は税理士等にご相談して下さい。